

外部調査委 事案番号	適用	外部調査委員会設置事案にみる学校事事件の事後対応の主な問題点と課題 一覧 (意味が通るように再編)	参照
1.事案発生前 (事後対応や再発防止に影響したもの)			
1-a	学校教委の対応		
J19960410	自殺	1995年度、同校では校長にまで報告があったいじめ事件が3件あり、内1件はAくんに関するものだった。	「日本の子どもたち」Web
J19970107	自殺	教育委員長は、市で「いじめ」による自殺事件が半年で2件になること責任をとって、辞表提出。	「日本の子どもたち」Web
J19980806	自殺	Aくんは、同級生から暴力的ないじめを受けていた。金を奪われたこともあって、保護者同士が話し合い、クラス内のいじめは6月ごろ沈静化した。しかし、部活に舞台を移して陰湿ないじめが続き、夏休みになって生徒が自室で首吊り自殺をした。(調査委員会の報告書より)	報告書
B19990727	部活事故	裁判で請求された体罰報告書の開示(教師の氏名・担当教科・担当クラス等の公開)で、当該教師が生徒指導に際し、数度にわたりビンタをし鼻血を流すほどの暴行を加えていたことが判明。また、中学校在職中に少なくとも4～5回の体罰を行い、教育委員会に呼び出されて、嚴重注意処分を受けたこともあったことが明らかになる。	「日本の子どもたち」Web
J20050413	自殺	中2の時の「生活ノート」にはいじめに関する記述があった。「(生活記録ノートに書かれた内容は)いずれもいじめといえはいじめかもしれないが、学校が取り上げる必要のない程度のものだったという認識だ」「いじめがあったという認識はしていない」とする。	2005.4.23読売 下関版
H20050810	保育事故	保護者は、「他の子どもからいじめられているので注意してほしい」と保育者に頼んでいたが、保育者ははっきりいやだと言えない当該児童の問題と捉え、当該児童に指導していた。	「保育事故を繰り返さないために」
J20101025	自殺	話を聞いて生徒に注意はするが、すぐに元に戻ってしまった。解決まで結びつかない。生徒の側にあきらめがあった。	報告書
J20101025	自殺	生活ノートや教師との面談が形骸化。	報告書
J20101025	自殺	スクールカウンセラーは週1日8時間勤務。予約制で特別支援、不登校の生徒で手いっぱいはいじめ対応にまで回らなかった。	報告書
J20101025	自殺	スクールカウンセラーの仕事が生徒に認識されていなかった。	報告書
J20101025	自殺	他の学年の生徒指導の対応に追われており、当該学年への対応が手薄だった。	報告書
J20101025	自殺	担任教師は、部活動には熱心に取り組んでいたが、クラス運営に対してはあまり積極的ではなかった。	報告書
J20121223	自殺	当該高校の野球部で、長年にわたって恒常的に行われてきた直立行為に対し、異を唱えたのは保護者1名のみである。これを強要された生徒および保護者が異を唱えなかったために、顕在化してこなかった。	報告書
J20130707	自殺	教職員が多忙のため研修時間を十分に確保できない学校があった。	報告書
J20140922	自殺	いじめを受けているという保護者からの相談は何度もあった。しかし、学校側は保護者と対応方針を協議せず、対応後も指導が功を奏しているかの検証および注意深く経緯を見守ることがなかった。	報告書
J20140924	自殺	指導により状況が好転したかおよび報復はないか等を積極的に当該生徒および保護者に確認すべきであったにもかかわらず確認せず、謝罪または集会を開いたことで解決ととらえる向きがあった。	報告書
J20140926	自殺	いじめの注意喚起の集会が開催されたことで、当該生徒は関係生徒から「チクった」と言われたり、「変態」とからいを受けたが、情報は担任止まりになっていた。	報告書

	J20140927	自殺	管理職等による、事案対応のダブルチェックは行われなかった。	報告書
	J20140928	自殺	当該生徒が欠席しがちで、しかも他の生徒とのトラブルを把握していながら、SCや養護教諭を活用した多面的な教育相談を日常的に行っていなかった。コンサルテーションやアセスメントも依頼しなかった。	報告書
1-b	記録の問題			
	J20050413	自殺	中2の時、保護者は少なくとも4回いじめの相談をしていた。自殺後、学校は「1、2年の時にそれぞれ1回ずつ『友だちがいなくてさみしい』という相談を(保護者から)受け、担任が同級生に仲良くするよう指導した」とする。	2005.4.23読売 下関版
	J20121223	自殺	監査部において、公益通報に関する判断過程を検証できるか否かは、たまたま職員が委員会事務局の考え方や審議結果通知の案文作成等をはじめとする審議資料作成の経緯をメモ等の記録に残しているかどうかという偶然の結果に左右されるという問題がある。監査部としては、業務に携わった職員を明確にする体制を整えるとともに、総務部との協議の経緯、審議資料作成の経緯、委員会事務局の考えに至った経緯等について、後日、判断過程が検証できる程度の記録を残す必要がある。	報告書
	J20140107	自殺	昨年6月、女子生徒が「イジメ…」とつぶやいたのを母親が聞き、担任に対して「娘がいじめにあっていないか」と相談したという。これに対し学校側は「部活動での孤立を心配するもので、いじめの相談ではなかった。部活動の悩みと受け止めていた」と説明しており、遺族の話との間に食い違いがみられる。	2014.3.14朝日 山形
1-c	情報共有			
	H20050810	保育事故	当該保育園で過去に、大人が気づかない間に児童が自分の手で門を開けていなくなった事故が発生していたが、職員のなかにはその事故について知らない者もいた。このような過去の小さい事故と思われる事故であっても情報を全職員に周知し、安全対策を一同に会して検討することを怠ると事故の教訓が生きない。	報告書
	J20101025	自殺	組織として動こうとしたとき、情報伝達に時間がかかった。	報告書
	J20130707	自殺	教職員が多忙なため、情報共有について問題が発生。	報告書
	J20150705	自殺	滝沢市の自殺(J20140531)の報告書(2015/3/25)を矢巾町教委は「黒塗りが多く、読むのが大変」として学校に配布していなかった。	2015.7.10岩手 日報
1-d	定期的なアンケート			
	J20120926	自殺	大津のいじめ事件を受けたアンケートで、亡くなった生徒は「困ったことはあるか」の質問に○をつけ、「2度ほど物を壊されている」と回答。「解決できそう」に○をした上で「？」もつけ、「今はおさまったが、次にまた起きるとも限らない」と回答。担任が声をかけたところ「大丈夫」と回答があり、「いじめ事例」から除外した。	2012.11.6朝日
	J20140925	自殺	定期的な学校生活アンケートに、当該生徒は「持ち物にいたずらされた」「みんなで一人をからかった」などと記載していたが、対応されなかった。その後、7月、9月に実施した際には当該生徒は提出していなかったが、学校は特段の注意を払わなかった。	報告書
	J20140107	自殺	女子生徒は昨年9月、勉強や生活など6項目での不安を5段階で自己評価する月1回の調査「心の点検表」で、「友達」の項目を、上から2番目のレベル4(やや不安)とした。しかし面談で「大丈夫」と答えたこと、10月以降、不安のレベルが下がったことから、学校は継続して対応していなかった。	2014.1.20.共 同
1-e	調査			

	J20121223	自殺	本件公益通報については、管理職である元校長が、直接、調査担当者として、バスケットボール部顧問および体育教員から聞き取りを行った。しかし、管理職は学校での体罰事案が明らかになれば、その立場上、自らの監督責任を問われるおそれのある立場にあり、管理職が厳正な調査を行えば行うほど、管理職自身の責任問題に発展するおそれがあるという関係にある。また、管理職が同じ学校で働く教員を、仲間意識からかばうことも当然想定しうる。したがって、校長に厳密な調査を期待できない面もある。現に元校長は、調査について消極的な態度をとったと思われても仕方がない。	報告書
	J20121223	自殺	本件公益通報について、指導部に所属する学校籍教員である元指導主事が元校長との窓口を担当した。指導部高等学校教育担当は、全員が学校籍教員であった。結局、元校長の申し出により、生徒からの聞き取りは行わず、指導部高等学校教育担当は、それを容認した。	報告書
	J20121223	自殺	公益通報の結果、その内容が事実であることが判明すれば、当該教員の懲戒処分となり、ひいては、管理職が監督責任を問われる可能性がある。同じ教員同士であれば、後日、同じ学校現場で働くことも当然想定されることからすると、指導主事が管理職に遠慮し、厳正な調査を行うよう指導助言すること困難が伴うことが想定される。その結果、指導主事が管理職に対する指導助言の手を緩め、馴れ合い調査となる可能性は否定できない。	報告書
	J20121223	自殺	指導主事が元校長と顔見知りであったことも考えると、元校長との後日のトラブルを考え、厳しい指導助言ができなかった可能性がある。また、指導主事は、以前元校長と一緒に働いていた経験から元校長の人となり信用していたと述べているが、先入観の元に指導助言を行うことになれば、適切な指導助言が行えなくなる可能性がある。	報告書
1-f	報告と事故報告書、統計調査			
	J20061011	自殺	当該中学校では、この数年に7、8件のいじめが発生(2004/4以降は4、5件)していたが、担当教師の指導などで、「いずれも終息した」として、町教委に報告していなかった。町教委に報告したいじめ件数は「0件」となっていた。	
	J20121223	自殺	当該バレーボール部で、元教諭は体罰等を恒常的に行っていたが、これまで異を唱えた生徒および保護者の存在は認められない。問題視されなかったことで、校長は教育委員会に対して報告しなかった。	報告書
	J20121223	自殺	市立X中学において、体罰が発生しても校長に報告されず、校長に報告されたとしても、校長が体罰等を行った教員に対して指導する限りで処理が行われていたのは、いずれの保護者も体罰等に対して異を唱えなかったからである。	報告書
	J20140923	自殺	いじめについて、学校から教委に対して事故報告がなされていなかった。	報告書
	J20150705	自殺	矢巾町でこれまで0としていたいじめ認知件数を調査をやり直した結果、2014年度30数件のいじめがあったと確認。	
2.事案発生後				
2-a	被災者対応の問題点			
	J19970107	自殺	学校側が開いたPTA総会で校長は、「犯人探しはしたくない」「創立50周年を前にして、このようなことがあったのは汚点だ」と発言。	「日本の子どもたち」Web
	J19970107	自殺	1996年9月、当該生徒が夏休みの人権ポスターで「差別はいかん」と書き、「孤独」と書いた人物像と周囲に4人の笑う人間を書いていた。このポスターは、1999年3月に同級生らが卒業する前日になって、「気づかなかった」と言って返却。教育長は「このポスターからいじめに結びつく事実は見つかりませんでした」と文書を送りつけてきた。	「日本の子どもたち」Web
	J19970107	自殺	全クラスの自筆作文集に、当該生徒と不登校の子どもの作文だけが掲載されない。学校長に問いただすと「うっかりしていました」と返答。	「日本の子どもたち」Web

J19980806	自殺	1999/7/末 両親は村に約7000万円の損害賠償を文書で求めたが、村は「遺書がなく自殺の原因は不明。夏休み中で自殺は予見できず、予見可能性もなかった。村に法的責任はない」と回答。また、男子生徒に対するいじめの事実を認めながらも、暴行は「部活動参加を促す際に行われた」とし、いじめは当事者同士の話し合いなどで「終息に向かっていった」と指摘。謝罪を求める両親側の和解案を拒否。	「日本の子どもたち」Web
J19980806	自殺	父親は「村は学校側の責任を一切認めず、話し合いにも応じてくれないので、提訴しかなかった」として、2001年に提訴。	「日本の子どもたち」Web
B19990727	部活事故	病院で顧問教師は当該生徒の保護者に「練習を始めて30分ほどして、調子が悪くなったので休ませていたら、こんなふうになりました」と説明。	「日本の子どもたち」Web
B19990727	部活事故	当初は、「私には、助ける機会が3回あった」と両親に話していたが、のちに「やることはやった」として、責任を全面否認。	「日本の子どもたち」Web
B19990727	部活事故	オンブズパーソン立ち会いのもと、両親が顧問教師と面談する。しかし、顧問は「当時のことは、ほとんど覚えていない」と言い、警察でひどい取り調べを受けたことなどを訴えた。また、部員の死を「練習前に水を飲まなかった」「太っていた」「オーバーアクションであった」などと部員自身のせいにし、親に対しても「勘違いして入れた」などという。反省や謝罪の気持ちはまるで感じられなかった。	「日本の子どもたち」Web
J20050413	自殺	元担任教師は事件が起こった直後、校長室で校長も「いじめは聞いていません。相談ありません」と言い切っていた。ノートのコピーを見せた時、2年生時の担任は「私の字だ。事実です」と、相談されていたことを認めた。	2005.10.2読売
J20050413	自殺	自殺直後、学校長は「自殺の原因はわからない」「いじめがあったという情報は今のところ確認していない」とした。	2010.2.ブラッサ30号
J20061011	自殺	男子生徒の自殺から3日目に、いじめていた男子生徒3人が遺族宅を訪問して謝罪。生徒らは「1年の時、担任だったT先生が(当該生徒をいじめの言葉を)言っていたから、自分たちもいいと思った」「先生と一緒にになってからかかってりました」と話した。校長も「教諭の言動が自殺につながったと認識している」と遺族に因果関係を認めたが、翌日、一転して「教諭の言動がいじめの誘因になったが、自殺と結びつけるのは危険」と否定。	その他
J20100607b	自殺	第三者委員会は報告書で、自殺後の調査や遺族対応もずさんだったと同校や県教育委員会の対応に問題があったと指摘。	報告書
J20101001	自殺	市教委が「両親が望んでいない」として調査を打ち切ったことに対し、両親は「調査終了を求めたことはない。教師の無責任な指導と学校でのいじめが自殺の原因ではないか」とし、県に救済を申し立てた。	報告書
J20101001	自殺	保護者への「いじめがあったなら遺書を残す」などの回答は配慮に欠ける。	報告書
J20101025	自殺	自死を伏せてほしいということについて、遺族の意向は時間とともに変化するが、必要性の有無などを丁寧に遺族に確認しなかった。当時の生徒の多くは自死であることを知っていた。また、加害者への指導が適切に行われなかった。遺族とのコミュニケーションが不十分だった。	報告書
E20110311	自然災害	学校や市教委の被災直後の対応は十分と言えなく、児童や遺族、保護者へのケア対策も継続性、系統性が見られない。	2014.1.20河北新報
J20110609	自殺	遺族は、学校側の調査結果の公表を求めたが拒否されたため、情報公開請求をした。県教委への報告書には「(顧問の指導と)自殺との因果関係はない」と書かれていた。	2012.8.2朝日
J20110609	自殺	遺族が開示可能な公文書の開示を求めたにもかかわらず、県教育委員会が「法定代理人になり得ない」と間違えた理由で拒否していたことがわかった。県教委は公文書開示拒否について、「当時の担当者が知らなかった」とした。	2014.2.6朝日

J20110609	自殺	県教委は自殺後に想定問答集を作り、遺族宅を訪れた際に携帯。「(学校からの報告書を)公文書開示情報請求された場合は存否応答拒否」「自己情報開示請求された場合は、遺族といえども法定代理人となり得ないことを根拠に拒否する」と書かれていた。体罰については「状況や双方の受け止めを勘案し学校長が判断する」とあった。	2014.2.6朝日
J20111011	自殺	市教委は弁護士への相談の際、事実調査・分析より、訴訟を睨んだ法的責任論を重視した対応をとっている。本件発生直後の時点で、「いじめと自死」の因果関係を否定する方向性が決まったと解される。その後、このデータが削除されているのは、こうした事実を隠す意図があったことは強く推認される。	報告書
J20111011	自殺	カウンセリングの内容が、本人の了解もなく第三者にさらされることになると、カウンセリングの基礎が崩壊する。学校と遺族の見解が対立する状況下で、本件に関わる家庭問題のメモを学校の管理職が目にし、それが、学校、教育委員会のいじめと自死との関係に影響を与えるなどしたとすれば、カウンセリングの存在意義でさえ問われかねない。	報告書
J20111011	自殺	県において、スクールカウンセラーが学校管理職とあまりに近い距離、つまり内部性が顕著であるといわざるをえない。	報告書
J20120902X	自殺	生徒の自殺後、校長は遺族に対して「亡くなったことを学年集会で説明する際には、自殺ではなく不慮の事故だったことにできないか」と打診していた。	
F20130313	不登校	事件から1年後、被害者が提訴してはじめて、保護者たちへの説明会を開催。	
H20050810	保育事故	保育所は保護者への説明会、子どもたちへの説明、他の市立保育所やその保護者及び民間保育所や家庭保育室への説明会等を進める一方で、事故調査を開始するなどを進めていたにもかかわらず、そのことを肝心の両親に報告しなかった。両親の悲しみと怒りの気持ちへの配慮が不足していたことは否めない。	報告書
2-b	情報共有		
S19920110	殺害事件	事件のあった日は、3年生は大学入試センター試験を前に午前中だけの授業で、1、2年生は実力テスト。生徒には昼休みに起きた事件は全く知らされず、午後も予定通りテストが行われた。教師の中にも、午後3時から開かれた緊急職員会議で初めて知った人が少なかった。	「日本の子どもたち」Web
J20101025	自殺	事件について、当該校の教師に対しても十分な情報共有がなかった。	報告書
J20101025	自殺	教委は今回の事件について、会議で一律に説明して共有するのではなく、各学校への訪問指導の際に、丁寧に説明して情報を共有し、各学校の状況に照らしてどのような点に注意すればよいのかを学校と教育委員会とともに考察し、具体的な対策を講じる。	報告書
J20111011	自殺	本件いじめに関する情報が、一部を除いて全教員に情報共有されなかった。そこから得られた教訓も共有されなかった。	報告書
J20111011	自殺	教育委員会事務局から、教育委員会の各委員に、重要な情報が提供されておらず、重要な意思決定において、らち外に置かれていた。	報告書
J20130507	自殺	女子生徒が部活動顧問宛にあてた手紙を遺族は市教委に提供していたが、市教委事務局は調査委員会に渡していなかったことが、遺族の指摘で判明。	
J20130707	自殺	学校名が伏せられており、守秘義務の範囲が不明確であったため、当該事件の情報共有が不十分な学校があった。一方、インターネットを通じて、多くの第三者が当該学校名を知っていた。	報告書
J20140929	自殺	市教委は8月21日、男子生徒が自殺した事案を発表した一方で「遺族が公表を望んでいない」とし学校名は非公表とした。男子生徒が通っていた館中も在校生や保護者に説明していなかった。市教委は今日5日、「遺族の了解が得られた」として校名を公表。6日に同校が全校集会を開き、生徒に初めて自殺の事実を明らかにした。	2015.10.8河北新報

2-c	学校・教委の調査		
	E19990622	転落事故	学校側から、転落死亡事故に対して、きちんとした説明を受けることはできなかったことから、遺族、教師、建築家、弁護士、保護者等が集まって「転落事故を調査する会」を立ち上げる。
	B2031018	部活事故	学校が事故状況を確認する際、一部の生徒から同時に聞き取りを行っており、参加していた生徒全員に個別の聞き取りや柔道場で生徒の位地や時間確認しなかったことが問題。
	J20050413	自殺	3年生時の生活記録ノートの所在は不明。のちに担任が、校長と教頭・教務の指示で自宅に持ち帰った内部告発がある。文責がないことを理由に、教委は調査しない。
	H20050810	保育事故	本件事故の原因究明を困難にしているのは、被害児童と一緒に遊んでいたと思われる子どもから、事故当日の10時30分から11時30分頃までの被害児童の動静について、事故直後に系統的に聴取していないことである。事故直後に系統的に事情聴取がされていれば、被害児童の早期発見や事故原因の究明につながった可能性は否定できない。
	J20100607b	自殺	高校は、調査の結果、「具体的ないじめの事実は確認できなかった」と結論。 新潟県弁護士会は、両親の人権侵害の申し立てに対して、「いじめと自殺の因果関係は不明」としながらも、「あだ名の命名や流布、体臭の指摘はいじめに当たる」として、いじめがあったことを認め、再発防止に取り組むよう求める勧告書を出した。
	J20101001	自殺	市教委が生徒の自殺からわずか1週間で「学校生活でいじめなどの問題はなかった」と報告。
	J20101001	自殺	市教委や同校の自殺後の対応について、スクールカウンセラーが生徒から聴取した内容をそのまま保護者への回答に転用。
	J20101001	自殺	一部の聴取内容を事実とすることで、早期に調査を終了させようとしたなどを指摘。
	J20101025	自殺	教育庁は記者会見で「自死を伏せて調査したため、すべてが解明できておらず因果関係が判断できなかった」と釈明。自殺があったことを伏せたのは遺族の要請だったと説明した。しかし、遺族代理人弁護士は「調査段階で生徒が残した遺書も提供しており、遺族は自死を明らかにして調べてほしいと要請していた」と反論。
	J20111011	自殺	学校は因果関係、背景調査を早い段階で断念している。断念時点では、担任以外の教員や遺族からも聞き取りを実施していないなど、調査への消極性が見てとれる。遺族に対しては聞き取り調査のお願いさえしていない。その後、平成24年8月になって教員の聞き取りを十実施しているが、それは訴訟対策という動機から実施されたもので、それによって作成された聞き取りの結果は、事実解明よりも、勝訴を意識したものであることが如実に出ていた。
	J20111011	自殺	文科省の手引きにも、教育委員会あるいは学校が主体になる調査を求めているが、事件当事者たる学校あるいは教育委員会に調査のイニシアティブを取らせることに問題があることは意識されるべきである。
	J20111011	自殺	学校は、弁護士の相談の中で、いじめと自死の因果関係は分からないという話が出たこと、臨床心理士から「死を選ぶこと=いじめ」ではないこと。いじめがあったことと自死の原因とは切り離す必要があることを聞いたことから、主体的にいじめの認定、いじめと自死との関係について一切調査しなかったことが認められる。
	J20111011	自殺	いじめをしたとされる3名のAIに対する関わり等は差異があったにも関わらず、大雑把に3人によるいじめと捉えた結果、いじめをしたとはいえない1人を社会的非難に晒した。
	J20111011	自殺	自殺直後の全校生徒へのアンケートで、複数の生徒がいじめと自殺との関係を示唆していたが、市教委は「因果関係不明」として数週間で調査を打ち切った。翌年、報道で「自殺の練習をさせられていた」などのアンケート結果が表に出て、市教委は第三者調査委を設置。

J20120710	自殺	自殺後間もなく「いじめはなかった」とした当時の教育長や校長の判断を「早すぎる結論」だったと批判。自殺直後に実施したアンケートにいじめをうかがわせる記述が多くあったのに、教育長らが生徒への聞き取り調査から「じゃれあいの域を出ない」と判断し、町教育委員会も十分な調査や議論をせずに「教育長の意見を承認」したと指摘。	2014.5.31長崎
J20120710	自殺	父親は、「町教委や学校が自殺直後に早く調査すれば、もっと解明できたいじめもあるのでは」と無念をにじませた。	2014.5.31毎日
J20120710	自殺	教育委員会の判断に、教育長が決定的な影響を与えていた。本件の場合、教育長は教員出身だった。教育長を除く4人の教育委員のうち2人は元教員。教育委員長は本件中学校の前校長。もう一人は元高等学校の教諭。こうした状況においては先輩と後輩の関係が影響を及ぼすこも考えられる。「おかしい」と思っても声に出しにくい。事実、教育長から「この件は自分たちに任せてほしい」と言われて、それ以上口出しできなかつたと語った関係者もいた。	報告書
J20130328	自殺	市教育長が6月、「いじめと自殺の因果関係は低い」と発言。	2013.10.12産経
J20130411	自殺	高校側の調査はいじめを認めながら、自殺との因果関係は明確にしておらず、第三者委は「調査や分析が不十分」と批判。	報告書
J20130411	自殺	答申後、記者会見した委員長は、学校の調査について「結論に至る過程で根拠に基づく議論がなされたのかが議事録では分からず、遺族への対応にも丁寧さを欠いた」などと問題点を指摘した。	2015.1.15毎日
J20130707	自殺	児童への聞き取りを校長が実施。再度聞き取りを行う場合には、訓練を受けた第三者が行うべき。	報告書
J20130707	自殺	聞き取りは5W1Hに沿ったものではなく、自由度の高いものであったため、必要とする情報が網羅されなかつた。聞き取る側への注意事項が事前に準備されるべき。	報告書
J20140933	自殺	基本調査の内容を概要として早急にまとめあげ、遺族に提示したことは、生徒たちの発言のニュアンスが軽視される恐れを生じさせた。	報告書
2-d	事案調査のアンケート		
S19920110	殺害事件	学校側は生徒全員にアンケート用紙を配り、加害者のA少年や事件に少しでもかかわりのある情報を集めようとした。結果は明らかにされていない。	1992.2.2信濃毎日
J19970107	自殺	学校が全校生徒にアンケートを実施したことを遺族は新聞報道で知る。アンケートは記名・記述式で、用紙の回収は生徒。「〇〇君が悩んだり、困っていたことを知っていたら教えて下さい」という内容で、遺書やいじめについての文言はなかつた。	「日本の子どもたち」Web
J19970107	自殺	3回目のアンケートで、無記名・記号選択式。「いじめ体験」「その時の気持ち」を記述式。数人から「加害の生徒の動向」や「いじめられていたのを見た」証言が出た。	「日本の子どもたち」Web
J20050413	自殺	生徒が家にプリントを持ち帰って、無記名方式で、親が子どもに聞き取って記入。教員が見落としていたことも気づかなかつた情報を聞かせてほしいとあるが、「いじめ」については、一言も触れられていない。	2005.5.25読売
J20050413	自殺	校長は「回答用紙を遺族に見せる」としていたが、「個人情報なので見せられない」と態度を変えた。	2005.5.27読売
J20080910	自殺	後任の校長が保存期間内にアンケートを廃棄していたことが判明。	

J20080910	自殺	市教委が小中学校時代の同級生にアンケートを実施。2012/12 再調査の結果、「いじめと自殺との因果関係は判断できない」と結論。2013/6/13 市民団体が情報開示請求した文書に、教委実施アンケートに「臭い、うざい、死ぬ」と言われていた等の記述があったが公表されなかったことが判明。市教委担当課は、「記載漏れだった。隠したわけではない」と説明。	2013.6.14東京
J20101025	自殺	アンケートで発見できないいじめもある。副次的な手段として位置づける。	報告書
J20110609	自殺	同じ野球部員だった男性が、取材に応じた。男性は第三者委には証言しておらず、アンケートにも応じていない。当時の部員20人で相談し、「控えよう」と決めたからだった。男性は「学校や県教育委員会の調査を受け、何度も聞かれるのはつらかった」と話した。	2014.2.6朝日
J20110901	自殺	9/7全校生徒対象のアンケート調査を実施。用紙には「自分の子どもに何が合ったのか、真実を知りたいという家族の願いにこたえるため」に実施する、と明記されており、学校長は「アンケートは必ず見せます。」と約束をしていたが、遺族に開示しない。	
J20111011	自殺	アンケートや聞き取りメモには、いじめの事実についてかなりの情報があった。しかし、その情報が十分に生かされず、いじめの全容が不十分しか把握されておらず、問題点の抽出さえもおざなりにされた。	報告書
J20111011	自殺	アンケート等学校が入手した情報は可能な限り公開すべき。また、学校、教委が整理した事実についても、可能な限り開示していくべき。	報告書
J20120710	自殺	自殺後に学校が実施したアンケートに、男子生徒が他の生徒から石を投げられるなどの嫌がらせを受けていたという回答があったが、教育長は「(自殺の)直接原因となるようなことはなかった」と因果関係を否定。	2013.8.30毎日(長崎)
J20130328	自殺	全校アンケートに40件以上のいじめ証言があったことが発覚。	2013.10.12産経
J20130707	自殺	学校側が児童のケアを優先したために、アンケートが遅延した。	報告書
J20140931	自殺	全校アンケートの内容は第三者委員会が検討する。対象は現在の2、3年生が中心。	2015.10.6河北新報
J20140107	自殺	アンケート結果について、市教委は「不確かな情報やうわさ話が含まれており、そのまま開示することはできない」と説明。非開示の理由として、(記された在校生の)プライバシーの保護、さらには他の保護者から公開しないでほしいとの要望があったことも挙げた。	2014.3.18山形
J20140107	自殺	アンケートに約530人が回答。内13人が女子生徒へのいじめを直接知っており、約130人が噂やインターネット等の伝聞で知っているとした。教職員約40人への調査では女子生徒へのいじめを認識していたとの回答はなかった。	2014.1.20.共同
2-e	記録の作成・保管・開示		
J19990901	自殺	「当時の判断根拠」は、文書保存期間満了による調査票の廃棄のため、確認できない。	2007/1/19文部科学省発表資料
J20101001	自殺	市教委や同校の自殺後の対応について、調査の大半を口頭で済ませ、ほとんど記録を残していない。	報告書
J20101001	自殺	いじめの事実は確認できなかったが、市教委などが調査記録を残していないため、なかったとも断定できないとする。	報告書
J20101025	自殺	いじめの存在は認めたが「因果関係は不明」としたが、口頭でのみ遺族に説明し、教委の見解を示した文書がなかった。なかには、「因果関係はなかった」と教委が説明したという証言もあった。検討経緯についても文書が残されていない。	報告書

	J20101025	自殺	教委が顧問弁護士に相談した時のメモについて、教委からはすでに文書が残っていないという回答だったが、区長部局からはメモが提出された。教委のメモが残っていない理由についても不明。	報告書
	J20111011	自殺	学校、市教委が自死の原因に「家庭の問題」があるとした意見と矛盾した内容が、当初書かれていた時系列表から削除された。隠蔽的行為と非難されても弁解の余地がない。	報告書
	J20120710	自殺	外部調査委員会が、町教育委員会に対して、「委員会議事録」の提出を依頼したが、A4で2枚程度、短いもので10行程度だった。逐語録的なものも、録音もないということだったが、後日、いくつかの回でそれまでに提出されたものとは比較にならないほど詳細な記録が提出された。ただし、教育委員会の適切さを判断するために必要な時期の情報は「抜粋」しか残されていなかった。	報告書
	J20130328	自殺	最終盤になって、学校・教委が当初、「ない」と言い続けていた重要な資料が相当量提出された。	報告書
	J20130707	自殺	5年生の担任教諭が女兒と同級生のトラブルを示す手紙を処分したのは問題のある対応と指摘。児童生徒に関する重要な証拠は事案発生から何年間保存というような内規や条例が必要。	報告書
	J20130707	自殺	学校として禁止している交換日記に対応しながら、顧問教諭が事案発生後の聞き取り調査で、「見た記憶がない」と証言。	報告書
2-f	学校事故報告書			
	J20050413	自殺	報告書は「いじめ」の一部を認めているが、自殺との因果関係は「わからない」と従来の見解を繰り返している。「死んだらもういじめられないですむ」などと、女子生徒が残したメモの内容は省かれていた。学校側の全生徒対象アンケートで明らかになった、女子生徒に「きもい」「あっちいけ」などと言っていたという「いじめ」行為についてもほとんど触れられていなかった。校長は「メモ書きを外した理由については、今は言えない」と話す。	2005.11.2読売
	J20050413	自殺	「事故報告書」は学校から市教委に提出され、遺族には同日、内容を示されたが交付はされなかった。父親が市教委に対し、公文書公開条例に基づき「事故報告書」のコピーの交付を申請した。	2005.11.12読売
	J20050413	自殺	「死んだらいじめられないですむ」などと書いたメモについて、報告書中に「いじめのメモを提示」とだけ書かれていた。具体的な内容は書いていなかった。遺族の問い合わせに学校側は「あれはメモ帳を破って書いたものだから、メモであって遺書ではない」と回答。	2005.11.25読売 下関版
	J20050413	自殺	質問書で父親は、報告書の内容が事実と合わない部分があると、訂正と説明を求めた。3年生時の「生活記録」ノートが所在不明になってい事実が記載されていない点や、生徒と母親が学校に相談した内容が違っているなどと指摘。	2005.12.1読売 下関版
	J20101025	自殺	区はこれまでいじめを認める一方、自殺との因果関係は不明としてきた。第三者委は「遺書から判断すれば因果関係があったと判断すべきだった」と指摘。	報告書
	J20110609	自殺	遺族は、野球部内で監督による体罰や暴言が常態化していたことが原因と主張。学校の報告書は事実と異なる記述があり、「部活動と自殺に因果関係があったという証拠はない」と結論。	2013.8.2朝日
	J20111011	自殺	市教委は県教委に平成24年7月20日までしていなかった。県教委も提出を求めていなかった。	報告書
	J20111011	自殺	市教委はA4版2枚をメールで報告。経緯は「アンケート調査等により、3人の生徒から当該生徒にいじめがあったことが発覚した」と2行のみ。	報告書
2-g	関係者への対応			
	J19970107	自殺	遺族の調査で「あの4人」の氏名が判明。加害者の両親らもいじめを一切認めず、謝罪なし。	「日本の子どもたち」Web

	B19990727	部活 事故	顧問は「文書訓告」処分。2年間の県立総合体育館への研修派遣。研修終了後、市教育委員会の教育情報センター主査(指導主事=教育現場への指導・助言を行う教育委員会の役職)となる。民事裁判で学校側敗訴後、自己都合退職。	「日本の子どもたち」Web
	J20050413	自殺	教育長は、「犯人捜しはしない。ずいぶん前のことを掘り返すことは教育とはいえない」とコメント。	2010.2.プラッサ30号
	J20050413	自殺	学校はいじめの存在を認めたが、生徒への指導が報告されたことはなく、いじめた生徒が謝罪に訪れることもなかった。	2010.2.プラッサ30号
	J20101025	自殺	遺族から自死ということをしてほしいと言われていたことで、いじめの加害生徒に対して中途半端な情報与えただけで、反省につながる指導が行われなかった。結果、反省の機会を逸してしまった。	報告書
	J20111011	自殺	加害をしたとされる生徒からAとの関わりや事実関係について、学校はほとんど言い分を聞いていない。	報告書
	J20111011	自殺	調査の結果認識した事実を可能な限り伝えて、彼らの認識の修正に努力すべきであった。また、いじめの加害者が被害者に与えた被害の実態を伝え、自分の行為の意味を考えさせ、真の謝罪を引き出すようにしなければならない。それは正に学校の職責であり、先ずはこうした手続きが優先されるべきである。	報告書
	J20111011	自殺	加害をしたとされる生徒に振り返りの場を設定できずして、状況の流れるままに放置してしまった。	報告書
	J20120710	自殺	事案発生後、複数の教師が本件について話し合った記憶がないという。	報告書
	J20120710	自殺	自主的というより、外からのアドバイスを受け入れる形でSCを入れたときには、2か月近く時間がたっていた。	報告書
	J20140930	自殺	説明会で、「加害生徒やその保護者から遺族に謝罪はあったのか」などの発言があった。学校側は「謝罪はまだなく、今後、謝罪の場を持てるように努力したい」と回答。	2015.10.8河北新報
	J20140932	自殺	関係生徒から聞き取りを行ったが、SC等との連携による心理的負荷の軽減について配慮が不十分であり、関係生徒保護者に不信感を生むことになった。	報告書
	J20101025	自殺	カウンセリングを希望した生徒が、区が派遣した臨床心理士やスクールカウンセラーとつながらなかった。	報告書
	E20110311	自然 災害	深い心的外傷を受けているとみられる児童からの聞き取りでも、保護者の了解をほとんど得なかったことを問題視した。	2014.1.20河北新報
	J20101025	自殺	関わりがあった教員の動揺が大きかったが、教員に対するケアがなかった。	報告書
2-h	その他			
	J20101025	自殺	自殺が起きたあとも、学校に対して同じ指導内容。一般論的指導。自殺の検証を受けての再発防止策の検討が加えられていない。	報告書
	J20130410	自殺	町教委は校名を公表していないが、同町立の中学校は1校しかないことから、新聞は校名を表記。	2013.7.17読売
3.外部調査委員会				
3-a	設置			
	S19920110	殺害 事件	検証委員会が立ち上がったのは事件から10年後。民事裁判で学校側が敗訴したことをきっかけに知事が提案。	「日本の子どもたち」Web
	J19970107	自殺	遺族に連絡はなく、新聞記事ではじめて知る。	「日本の子どもたち」Web
	E20110311	自然 災害	検証委は、市教委による検証に遺族が不信感を強め、文部科学省と宮城県教委の主導で設置された。	
	J20050413	自殺	市教委は当初、「当該生徒といじめとの因果関係について、判断をゆだねる。」と言っていたが、協議会の目的は「課題と改善点の提言」であって「いじめと自殺の因果関係を調査するためのものではなかった」と説明する。	2012.7.27毎日

H20050810	保育事故	遺族は設置を知らされておらず、人伝てに聞く。	
J20101023	自殺	2010/12/8 第1回会議を秘密裏に実施。	
J20101025	自殺	遺族は、「もっと早く原因究明をしてもらいたかったという思いが今でもあります。」とコメント。	2013.11.22毎日
J20100607b	自殺	県弁護士会から人権救済勧告のあったことから、第三者調査委員会を設置。	
J20110609	自殺	2013/11設置要綱を見直して、再設置。自殺から約2年が経過しており、元同級生や野球部員63人中、聴き取りに応じたのは7人、アンケート14人。「協力しない」と回答19人。	
H20110711	保育事故	事故調に調査を申し出てから1年7か月。「もっと早くできなかったのか。再発防止策も抽象的すぎる。」と保護者は落胆。	2014.6.21朝日
J20111011	自殺	民事裁判でメディアの注目が集まってから、第三者調査委を設置。	
H20120720	保育事故	遺族が西条市や市教育委員会、私立学校を管轄する県私学文書課、愛媛県、消費者庁安全調査委員会に、調査委員会の設立を求めたが拒否される。	
F20130900	不登校	昨年12月には、大津市で自殺した中学生の男性遺族が代理人になって、第三者委員会の設置の要望を繰り返してきたが、結局それから3ヶ月も経って卒業式が終わってからの委員会設置は、どう考えても対応が遅すぎる。教委課長は「被害生徒の訴えの中身と加害生徒の言い分がなかなか噛みあわなかった。12月の訴え時には、まずはもう一度学校が警察を交えて調査内容を確認するところから始めた。」第三者委員会を作るにあたって、ある程度の調査材料が必要なので、その収集と確認、中身を精査した。」などと釈明。	2014.3.21山陽日日
F20130900	不登校	被害生徒と代理人には、第三者委員会の要綱づくりやメンバーの選定に自分たちの意見を入れてほしいと言っていたのに、知らないうちに進められたことに不満がある。	2014.3.21山陽日日
F20130900	不登校	男子生徒側が、要綱や人選決定までの経緯が情報提供されず、「中立性が担保されておらず不当」として、委員に対する謝金などの支出差し止めを求める住民監査請求を提出。監査委員は「市教委は県教委や文部科学省に確認しながら第三者委を設置した」とし、違法性はないと判断。	
J20131114	自殺	2014/1/17 市教委は、第三者委員会設置要綱を告示。 2/中旬 要綱案を遺族に文書で提示。 2014/9/24 全面改定して再告示。全15の条項(従来は全9条)で構成。設置要綱の協議だけで時間を要する。	
J20131114	自殺	遺族側弁護士は調査委の人選手続に遺族の要望が近影されていないと主張。	2014.3.28日経西部
J20140107	自殺	市教委は当初、いじめを把握していないとしていたが、ノートが存在が明らかになり、いじめの有無や実態を調査する第三者委員会を設置することを決めた。	
J20140107	自殺	遺族の同意を得ずに第三者委員会の設置要綱を策定。市教委は遺族が要望する全面的な見直しを「検討する」と前向きな姿勢を示した。	2014.3.29山形
F20140300	不登校	2014/3/27 市長が第三者委員会で調査することを決定。 2015/6/16 第三者委員会初会合。設置決定から1年以上経過。	
E19990622	転落事故	学校が協力を拒んだことから、会独自で、小学校4年生、5年生、6年生の在校生及び卒業生に対するアンケートを実施。事故時、一緒にいた児童等から聞き取り、遺族への聞き取り、5回にわたって現場調査、区に対する情報開示請求等を行う。	

	H20120720	保育事故	幼稚園側は遺族らが立ち上げた調査委員会の調査に一切応じない	
	J20120902X	自殺	オンブズの調査権には制約があり、高校側が拒んだため、生徒への聞き取りはできなかった。	
3-b	メンバーの選出			
	J19970107	自殺	検討会に被災者側が推薦する委員を加えることや代理人の発言を要望するが拒否。	「日本の子どもたち」Web
	H20050810	保育事故	当初は8名の調査委員全員が市職員で、委員長は市の健康福祉部部長であった。遺族が5名の第三者委員を指名して要望する。	
	J20061011	自殺	遺族は自分たちを含む保護者代表の調査委への参加を要望するが、町教委は拒否。「公平性、客観性、透明性、迅速性が確保できる第三者機関による調査を目的としているので、応じることはできない」とした。	
	J20061011	自殺	弁護士を加えてほしいとの要望も拒否。	
	J20080910	自殺	2014/9/12 館山市は、遺族の要望を受け、第三者委員会を設置して再調査する方針を発表。2015/1/ 市と遺族が7回協議。父親は6人の委員のうち3人の候補を提案しようとするが、市側は団体推薦にすべきとして名簿の受け取りを拒否。	2015.1.10読売
	J20101023	自殺	委員長(弁護士)以外のメンバーは、「公平中立な調査」を理由に、氏名や役職は遺族にも非公開。後日、報告書提出の記者会見の折(2011年3月)に、他のメンバーの氏名、所属、役職を公開。	
	E20110311	自然災害	事務局の株式会社の所長と委員の一人は親子関係。 委員候補者の氏名と肩書きは、会議の前日に遺族に送られた。	
	J20110609	自殺	県教委が調査委員会を設置。3名の委員名を公開せず、代理人弁護士の委員会への立ち会いを拒否したことなどに遺族が不信感をもち、解散。その後新たに設置しなおす。	2012.8.25朝日
	J20110609	自殺	県教委は第三者委の委員選定時に、当初から匿名を条件にしたと説明。その理由を「公表した場合、中傷の電話がかかるなどして委員の本業に支障が出ることもあるため」と説明する。	2013.2.2神戸
	B20110615	柔道事故	2011/ 県教委が調査委員会を設置。3名の委員名を公開せず、代理人弁護士の委員会への立ち会いを拒否したことなどに遺族が不信感をもち、解散。	
	J20111011	自殺	委員内定の県臨床心理士会会長が、生徒自殺前に父親が県子ども家庭相談センターに相談した個人情報を第三者に漏らした疑いがあるとして遺族側が抗議。辞退。	
	J20120710	自殺	「どういう人が適任かわらず、委員を選ぶのに苦労した」と町総務課。	2013.8.30毎日(長崎)
	J20130328	自殺	遺族は「予断を持った市教委の下では公正な調査は望めない」として、市長部局での調査委設置と、委員の半数を遺族推薦に基づいて選ぶことを要望。ところが市側はいじめ防止対策推進法に、「想定、規定されていない」と拒否。市教委の下に、元委員3人に加え、6月末まで市の顧問弁護士だった人物を委員に委嘱した。	2013.10.12産経
	J20130328	自殺	6月末まで市の顧問弁護士を務め、7月に調査委の委員に就任した弁護士は、戸籍などを利用し、親族の住所に調査への協力を求める文書を送付していたことが判明。元顧問弁護士は辞任。	
	J20140107	自殺	遺族側は、「学校事件事故被害者全国弁護団」に推薦を求めるよう要望したが、「中立性に欠ける」として拒否。	
	J20140108	自殺	委員の人選に3カ月要する。委員は町と遺族側とでそれぞれ3人ずつ推薦して、6人とする。	
3-c	調査方法・方針			
	J19970107	自殺	検討会議は遺族に対し、「生い立ち」「性格」「精神状態」「家族の動向」「どうして心の変化に気がつかなかったのか」を質問するが、要望や意見は聞こうとしない。遺族は「これは、個人・家庭原因説を補強する資料づくりだ」と感じる。	「日本の子どもたち」Web

J19980806	自殺	中学校関係者や遺族、地域関係者から事情聴取。生徒から聴取しなかった。	「日本の子どもたち」Web
J20050413	自殺	わずか5回の会議で結論。	
J20050413	自殺	遺族が協議会での陳述を要望したが、拒否された。協議会会長からの手紙には、「市教委が把握した情報をもとに話し合う」「それ以上踏み込んだ調査を行うことは、本来の協議会の趣旨から逸脱する」と書いてあった。	2010.2.プラッサ30号
J20050413	自殺	生徒はもちろん遺族からの聞き取りすらせず、教育長に「提言」を提出。	2012.7.27毎日
J20061011	自殺	生徒にPTSDなどの二次被害を起こす可能性があるとして、アンケートに「からかい」や「冷やかし」等を含めた「いじめ」に関する質問を入れない。「誰が」(行為者)の質問項目がない。報告書の事実認定で、「特定の個人ないしは特定の集団による「いじめ」が存在したと言う事実はない。」	報告書
B20090729	部活事故	部や顧問のシゴキや暴力的体質には触れない。	
J20101023	自殺	2014/3/14 民事裁判の前橋地裁判決で、「第三者調査委員会においては、重要な資料を踏まえず、必要な補足調査も行われていないから、適正な調査報告がされたということとはできない。」「新たに判明した事実は存しないまま、第三者調査委員会から、本件自死について、家庭環境等の他の要因も加わり、自死を決意して実行したと判断することが相当であるとの結論が示された」と言及。	2011.10.27読売群馬
E20110311	自然災害	遺族は、独自の調査や市教委の調査の内容も反映させるよう再三求めた。検証委が確証を得られない内容の事実認定を避けたことなども、遺族には「自分たちの声が届かない」「『仕方がない』という結論ありきと感じさせた。	2014.1.20河北新報
J20110609	自殺	両親への聞き取りの際に求めた弁護士の同席も「傍聴人を入れるのと同じ」と認めなかった。	2012.8.2朝日
J20110830	自殺	委員会が直接事情を聞いたのは、校長と教務主任で、生徒たちからは聞けなかった。	2012.8.25朝日
J20110901	自殺	3回の会合を開いただけで報告書をまとめる。	
J20110901	自殺	第三者委員会は、事故調査委員会の報告書案を見て、評価を行う。独自に追加して、アンケートや生徒の聴き取りを行わなかった。遺族に一度も聞き取りをしていない。このようなやり方をした理由は、「知らない人だと生徒が身構えてしまって本当のことを言わない、遠方から来ている委員がいたので物理的にも生徒と接触を持つのは難しかったから」とする。	
E20110929	学校行事	女子児童の父は、「どのような呼吸だったか詳細な報告もなく、学校側の資料に基づいた検証がほとんど。報告結果には満足いかない」と話した。	2012.2.27産経
E20110929	学校行事	遺族が、少しでも参考になればと、当時現場にいた児童らに聞き取り調査をし、検証委に提出していた。だが、検証委は不明な点があっても、関係者から直接事情を聴くことはしなかった。事務局(市教委)を通して資料を提出させるにとどまった。事故発生の「事実経過」は、学校側が提出した資料が基本になっている。委員の中に関係者がいたり、検証委の峯真人委員長が会見で「おそらく」と何度も口にするなど、「真実」にどこまで迫れたのか、遺族には疑問が残る。	2012.2.27共同
J20121029	自殺	アンケートの設問用紙に「非公開とする」と明示されていたことが後に判明。	
J20130328	自殺	元委員3人が連名で市教委あてに批判文書を送付。「委員会発足前より、訴訟を想定した体制に入っていた」と告発。	2013.10.12産経
E20130911	授業中	3回の会議で結論	
J20131024	自殺	3週間をめどに調査結果をまとめる。	

	J20140222	自殺	生徒らへは、受験などに影響が出たり、不安を抱く懸念などを考慮し、聴取しなかった。	報告書
3-d	調査報告書の内容と判断			
	J19960410	自殺	(A君が)通常の弱者ではない、金品を奪われたり、激しい苦痛を伴う肉体的な攻撃はない、などの点から、「これまで報告されているいじめとは異なるケース」「いじめと自殺は直接関係ない」との見解。	「日本の子どもたち」Web
	J19990901	自殺	男子生徒は、以前から学校でいじめがあったことを両親に打ち明けており、過去に部活などで暴行を受けていた。部屋から「みんな死ぬ」「つらい、いやだ」などと走り書きしたノートが見つかった。調査委員会は、「直接的な要因となるいじめと判断されるものは見つからなかった」等と結論。「結論」は自殺理由は「不明」。「いじめ」が自殺の理由としては「考えられない」。	2007/1/19文部科学省発表資料
	J20000514	自殺	「いじめの内容」は、当該生徒に対しては2年生の時に1回、さらに平成12年(2000年)2月上旬から5月初旬までの期間に8回にわたって暴行や金銭等の要求が行われた。「結論」は、自殺の理由は「友人との不和」。「いじめ」が自殺の理由としては、「直接的な動機としては考えられない」。理由は、「当該生徒は一連の加害行為を受けていたが、この心理的苦痛は直接に自殺念慮を生むものであったとは考えられない。明確な自殺念慮は、自殺企図の直前に、両グループの板挟みとなり、そのつながりがともに断ち切られたときに、衝動的に起こったとした。	
	B2031018	部活事故	事故原因として「生徒の聞き取りからは、集中的に練習相手にしたとする生徒の話があったものの、いじめがあったとは特定できなかった」「当該女子生徒からいじめの相談を受けている生徒や教職員がいなかった」ことを理由に、部内でのいじめを否定。2009/3/27 福島地裁郡山支部で、元部長の暴行を認定。	
	J20050413	自殺	いじめと自殺との因果関係について、「情緒的に不安定な時期である思春期の自殺に関して、その原因を特定することは難しい」とし、「友だちどうまくかかわれないということのつらさを誰からもわかってもらえず、そのことが自殺の背景にあった」とあいまい。当時の校長がインタビューに「自殺はいじめが原因ではない」と答え「協議会が結論を出したから従うしかない」と話す。	2012.7.27毎日
	J20050413	自殺	遺族への聞き取りがなかったにもかかわらず、「当該生徒も、学校や家庭の中に存在感を感じられる場や心の安らぐ居場所を持たず、精神的に追いつめられた状況にあったのではなかろうか」と書かれていた。	2012.7.27毎日
	J20061011	自殺	両親は学校で息子に何があったかを知りたかったが、委員会の目的は「なぜいじめを防ぐことができなかったのか、なぜ自殺を防ぐことができなかったのか」であり、事実内容はほとんど明らかにされなかった。	
	J20061114	自殺	同校では生徒間のズボン下ろしが流行しており、男子生徒も仲良しの同級生にズボンを下ろされていた点や、男子生徒が継続して一方的にからかわれたという事実が認められないという点などからいじめを否定。ズボンを脱がした点については、日常的なからかいだったとし、それを深刻に受け止めた事が原因で「衝動的」に自殺に至ったとした。「小中学生の自殺報道が盛んにされていたことの影響」も指摘。調査委員会は、「いじめ自殺には当たらない」とする報告書を提出。	
	J20101023	自殺	調査委員会はA4用紙で28頁の報告書を市に郵送。公表する範囲は市側で適正に判断するよう要望。市は市の代理人弁護士が要約したA4版2枚の概要だけを公表し、遺族側にも同じものを渡す(情報開示請求に対しても同じ)。「プライバシーの問題がある」として、調査報告書の全文は遺族にも公開しない。	2011.10.27読売群馬
	J20101025	自殺	遺族代理人は、第三者委の61ページの報告書を遺族に示したが黒塗り部分も多く、「親であっても知ることができないのは遺憾」と疑問を投げかけた。	2013.11.22毎日
	J20101025	自殺	学校名を非公開にしたため、学校が特定されるような具体的な内容や数字が黒塗りになってしまい、報告書を読んだ第三者に具体的な問題点がわかりづらい。	報告書

	E20110311	自然災害	調査委の説明に対し、遺族からは「証言の矛盾点や疑問点が少なくない」「検証作業が甘く、踏み込んで議論されていない」といった意見が相次いだ。	2014.1.20河北新報
	J20110901	自殺	生徒への聞き取りの結果、「吹奏楽部の部員が離れて座っていた」「ノートがなくなって泣いていた」「楽器を掃除するスワブがなくなって、あとで下駄箱から見つかった」などが挙げられた。しかし調査委員会はいじめを認定せず、学校での出来事が自殺のきっかけか確認できなかったとした。他の子のものがなくなったこともある、友だちがいなかったわけではないなどが理由。	
	J20120902Y	自殺	両親が調査報告書に10数カ所の実事の誤りがあるとして、学校へ修正を申し入れていたことが判明。	
	J20120926	自殺	2012年3月12日、同学園の女子児童(小6)が自殺(亡くなった男子生徒と同じ学年にあたる)。バトミントン部に所属、いじめがあった模様と報道されるが、報告書では一切触れられていない。	
	M20121215	自殺未遂	ホームページでの公開も議論したが、第三者委の委員から「興味本位で閲覧による誹謗中傷などが心配」の声もあり、市役所での閲覧のみとした。閲覧は無料だが、コピーは実費が必要。	2014.1.25紀伊民報
	J20130707	自殺	提出予定だった報告書に対し、遺族が8項目の事実関係について再考察を求める意見書を提出したことから、再度の聞き取り調査を行い、2項目について修正。ただし、報告書の結論には影響は及ばないとした。	
	J20131024	自殺	報告書1枚。	
	J20140531	自殺	矢巾町教委(2015/7/5いじめ自殺事案発生)は滝沢市第三者委員会の報告書を「黒塗りが多く、読むのが大変」として学校に配布していなかった。同市以外の県内の小中学校にも配布されていない。教育長は「教員間の情報共有など参考になる点は多く、今後は毎月1度の町内小中学校長が集まる会議の資料などで活用する」	2015.7.10岩手日報
3-e	情報開示と資料等の保管			
	J20110830	自殺	報告書も公開が前提でプライバシーに踏み込めない。	2012.8.26朝日
	E20110929	学校行事	ウェブサイトには報告書の目次と概要、防止策は公表するが、報告書(9頁)は公表しない。	
	E20120730X	行事故	遺族の調査で、報告書を作成した第三者調査委員会と事務局を務めた京都市教委が、解散と同時に、1年かけて収集した全ての資料を全て廃棄していたことが判明。	
	E20120730X	行事故	第三者委が実施したプールでの検証映像や児童や教諭らへの聞き取り記録など第三者調査委員会による調査資料が、報告書完成後にすべて廃棄。市教委は保管が必要な公文書と判断しなかったという。第三者委は報告書公表前に、情報漏れ防止のため廃棄方針を決定。市教委は「資料の収集に市教委の関与は薄かった。資料は保管すべき公文書には該当せず、報告書完成で役目を終えた」と、廃棄方針に従ったという。教育次長は「報告書の内容が全て。基礎資料が残るとあらゆる解釈が生まれ、收拾がつかなくなる」と話した。	2015.2.20京都
	J20121029	自殺	原因説明のために実施したアンケートを保護者が開示請求するが、市教委はアンケートの実施主体が外部有識者の調査委員会、元委員長が保管しているため「公文書ではない」との理由で、「不存在」と回答。開示請求を拒否。その後、両親の抗議を受けて、市教委で保管することを協議。	
	J20131024	自殺	大学は調査結果を遺族と文部科学省、日本ボート協会に報告。報告書を公表する予定はないという。2013/12/2 日本ボート協会のコンプライアンス委員会は、提出された調査結果が書面1枚のみで事実関係を把握するには不十分なため、報告書もしくは要約版の提出を近く大学に求める。	

J19970107	自殺	会議に提出される資料、委員会設置要綱のコピーは、その場では「可」ということだったが、約束は守られなかった。後日、閲覧は「可」になるが、資料をメモしたり、写真に撮ったり、質問事項についてテープをとることは「不可」。遺族が市の公文書公開条例に基づいて、検討会議に提出された資料(=担任の報告や生徒からの聞き取り調査の結果を記した資料)を市教委に請求。「個人が識別できる」「生徒との信頼関係を損なう」などとして非開示処分を決定。	「日本の子どもたち」Web
J20101023	自殺	群馬県教委総務課によると、いじめ調査を巡る情報開示に公表基準や指針はない。開示の在り方は、自治体や学校の判断に委ねられ、対応はまちまち。	
J20101023	自殺	県教委は、第三者機関「県公立学校いじめ問題等調査委員会」を常設。所管する県教委総務課は、調査の過程や結論について「原則として公表」と話す。だが、公表基準を定める予定はなく、案件ごとに公表の可否を委員会が判断するという。委員長以外の4人の委員名も非公開。	2011.10.27読売群馬